豊中市からのお知らせ

中間検査に関する特定工程の指定について

令和7年4月1日から豊中市における中間検査の特定工程を次のとおり指定します。法第6条の 確認申請又は法第18条の計画通知を4月1日以後に受付されるものから適用されます。 なお、3月31日までに確認申請を受付されたものは従来どおりとなります。

対象となる建築物 ● (工事種別が新築、増築又は改築に係るものに限る)

用途	構造	規 模
住宅	全ての構造	延べ面積が
(兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿を含む)	主しの悔垣	50㎡を超えるもの
住宅以外の建築物	全ての構造	地階を除く階数が3階以上
		延べ面積が
		300㎡を超えるもの

基礎工事 ● (法第68条の11第1項の型式部材等の認証に適合するものを除く)

構造	規 模	特定工程
木造	階数が3階以上	基礎の配筋工事
	延べ面積が300㎡を超えるもの	
	高さ 16 mを超えるもの	
上記以外の構造	階数が 2階 以上	
	延べ面積が200㎡を超えるもの	

建方工事 ● (法第68条の11第1項の型式部材等の認証に適合するものを除く)

構造	規模	特 定 工 程
木造	対象となる	屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工 事(枠組壁工法の場合は耐力壁の設置工事)
鉄骨造		2階の床版の取付け工事(平屋建ての場合は建方工 事)
鉄筋コンクリート造又は 鉄骨鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 (当該工事を現場で施工しない場合は、2階のはり及 び床版の取付け工事とし、平屋建ての場合は屋根版 の配筋工事)
その他の構造		屋根の工事
併用構造		上記の構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早期 に施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合 は、最も遅く施工する工事)

詳しい内容については **建築審査課 建築審査係** まで (TEL)06-6858-2422